

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 118 号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県土整備部の分課及びその分掌事務) 第12条 [略] 2 [略] 3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 建設業振興担当の分掌事務 (1)～(9) [略] (10) 公共工事及び営繕工事における調査、計画、設計及び監理に関する委託契約の制度に関すること(他課等の主管に属するものを除き、 <u>地方振興局等</u> の実施分を含む。) (11)～(13) [略] [略] 4～11 [略]	(県土整備部の分課及びその分掌事務) 第12条 [略] 2 [略] 3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 建設業振興担当の分掌事務 (1)～(9) [略] (10) 公共工事及び営繕工事における調査、計画、設計及び監理に関する委託契約の制度に関すること(他課等の主管に属するものを除き、 <u>広域振興局等並びに第3章第3節第4款及び第5款に規定する出先機関</u> の実施分を含む。) (11)～(13) [略] [略] 4～11 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第 2 の 1 の 12 の項及び 13 の項を次のように改める。

12 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の資格に限る。)及び指名並びに入札、随意契約に係る見積書の徴収及び契約に関すること。		○		○	
13 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の資格に限る。)及び指名並びに入札及び随意契約に係る見積書の徴収に関すること。			○		

別表第 2 の 1 の 15 の項を次のように改める。

15 建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の資格に限る。)及び指名並びに入札、随意契約に係る見積書の徴収及び契約に関すること。		○	○	○	総合支局地域支援部にあつては、契約を除く。
---	--	---	---	---	-----------------------

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。